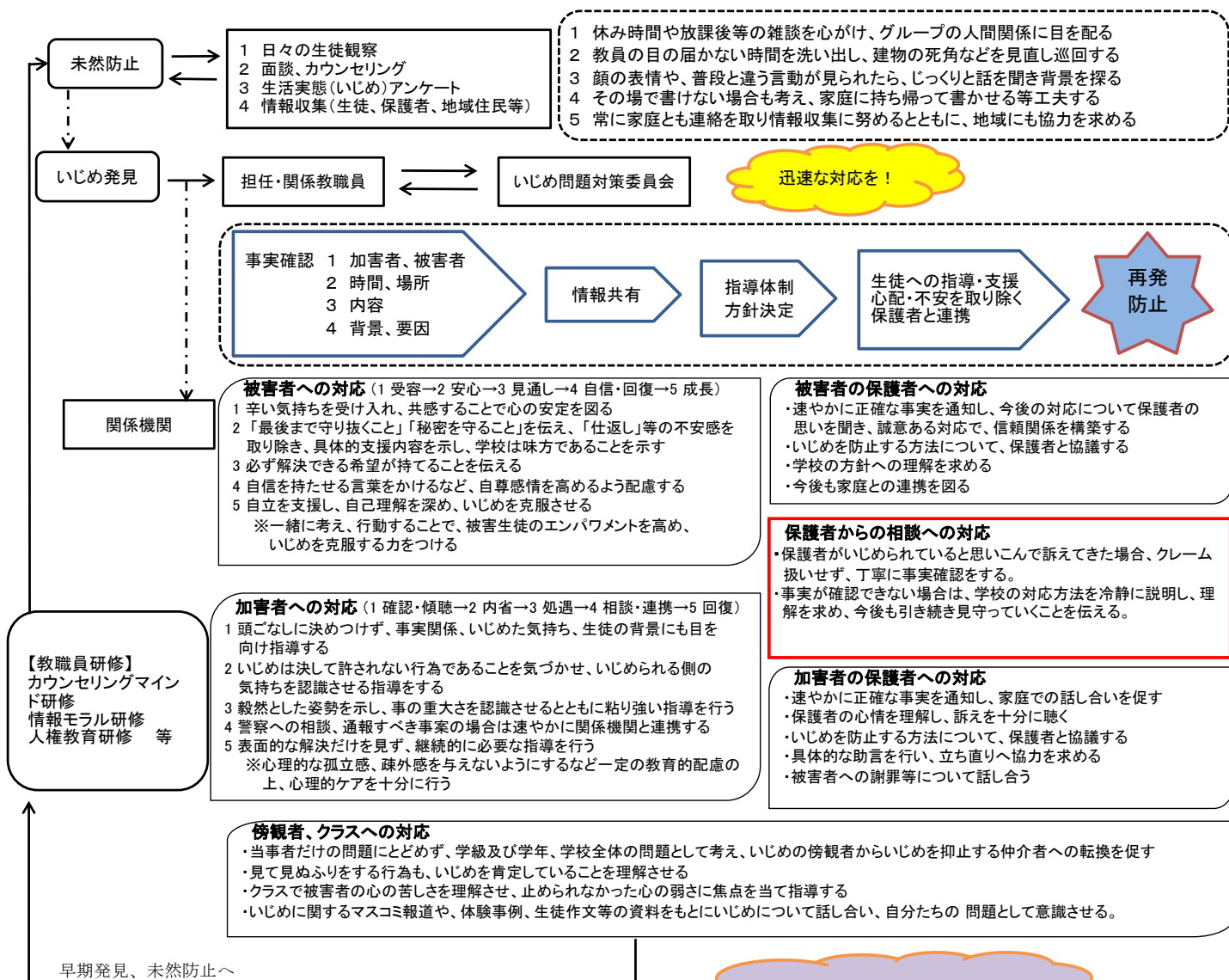


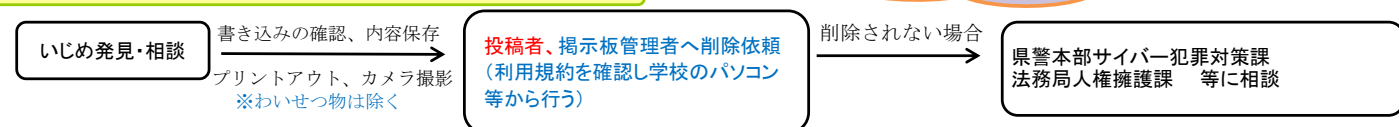
Ⅲ 組織的対応

いじめは未然に防ぐことが最良であるが、万一発見した場合にはいじめ問題対策委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員がひとりで抱え込んだり、隠したりすることなく、学年や学校全体で組織的に対応することが大切である。

取組にあたっては迅速な対応を心がけ、情報を得たその日のうちに方針を決定し対応することとする。ただし、重大事態や加害者、被害者の意識にずれのある場合、ネット関連、保護者対応のトラブル等については、把握した状況を十分に検討し、関係機関とも連携の上、慎重に対応する。



ネット上でのいじめが発生した時の対応



☆生徒への指導ポイント

- 1 SNSや掲示板等、ネットでの誹謗・中傷等の書き込みを行うことはいじめであり、決して許されることではないこと
 - 2 匿名で書き込んで、書き込みを行った個人が特定できること(重大犯罪につながる、悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることもある)
 - 3 インターネットを利用する際にも、マナーを守ることにより自分へのリスクも回避されること
- ※スマートフォンの使用については、十分に注意させる。特に、LINE、Twitter等のSNSで書いた誹謗・中傷は、一生消えずについて回ることや、GPSの位置情報によりストーカー被害にあったり、犯罪に巻き込まれたりすることなど、セキュリティについても自分が被害に遭わないように十分に注意して使用することについて指導する。
- ※その他、教職員の情報モラルに関する指導力の向上や、保護者への啓発と家庭・地域との連携を進める。

いじめにより生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事案(重大事態)が発生した場合

- ・直ちに、教育委員会に報告し、教育委員会の支援のもと、学校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、学校全体で組織的に対応し、事案の解決にあたる。
- ・事案の経緯、事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえて、迅速にいじめの解消を図る。
- ・被害生徒及びその保護者への対応、警察など関係機関との連携、保護者会の開催の有無など起こった事案に対する対応をする。
- ・緊急時のマスコミ対応については、管理職を窓口、「迅速性・同時性・均一性」を大切にして、誠実な対応に努める。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、保護司、人権擁護委員、所轄の警察など外部専門家が参加しながら実効的な解決を図る。